

福岡県久留米児童相談所長 様

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する

第三者評価

# 報告書

(令和5年度2月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 一時保護所の子どもの生活・支援に関する

### 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で福岡県久留米児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

#### ●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(2023 年度版)」を用いて、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

61 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

### 3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

## — 目次 —

<b>一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法</b> .....	2
<b>目次</b> .....	4
<b>総評</b>	
総評 .....	6
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援 .....	9
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備 .....	12
第Ⅲ部 一時保護所の運営 .....	15
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント .....	19
第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き .....	20
<b>アンケート結果</b>	
こどもアンケート結果 .....	21

# 総評

(2023年11月30日(木)～12月1日(金) 実地調査実施分)

### 優れている点

#### ○物理環境や職員の関わり

比較的小規模な施設で、全体的に家庭的で職員の対応や物理的環境で随所に温かみのあるところが観察できました。子ども参加による手作りの室内装飾なども、ほっとさせるもので大変優れていると思われました。また、職員の関わりにおいては、どうしても子どもの問題点ばかりに目が行きがちですが、子どもの優れた点や強み(以下、「ストレングス」とする)を生かしたケアをしていこうという姿勢が強く感じられました。

#### ○開放的建築

新築して間もないということですが、平屋建てで食堂（ラウンジを兼ねる）は南側に大きな掃き出し窓で園庭と面しており、開放的な空間となっております。周囲から見られる心配もなく、閉塞感を持ちにくい物理環境が整っているとと言えるでしょう。

#### ○改善への取組み

全県に 5 か所ある一時保護所が合同で様々な見直しを行い、組織的に改善を図っています。強いリーダーシップによりトップダウンで進めれば一気に改革は進みますが、そのような取組みでは、強いリーダーシップの職員がいなくなると元に戻ってしまいがちになります。現場参画によるこのような取組みは、一見改革のスピードは遅いように感じられますが、着実なものとなるでしょう。

一時保護所ごとでルールが違っても、同じ県内に複数一時保護所があることを強みにお互い刺激し合うような関係を作っていけるのは、交通の便の良く、かつ人口の多い県だからこそできるのです。

具体的な見直し項目としては、権利擁護に関する点、一時保護所版子どもの権利ノート、外部アドボケートの導入、所内ルールの見直しなどです。いずれの項目も、一時保護所改革の中心的課題です。

#### ○専門性への取組み

転入職員に対して、コモンセンス・ペアレンティングの研修を体系的に実施しています。他の一時保護所においてもこのようなペアレンティング技法やプログラムを取り入れ、職員の専門性の維持・向上を図るとともに、その内容が福岡県の一時保護所のケアにおける「共通言語」となることを期待します。

今後、専門性を確実に向上させていくためには、県として採用・異動・昇任を含む人材育成計画をたて、その一環として、配属された一時保護所職員がはしごを一段一段上るように確実にキャリアアップさせていく人材育成の施策（以下、「キャリアラダー」とする）を作成することが重要です。またそのキャリアラダーの中で、数日程度の体系化された研修を県として定期的の実施していくために実施方法を検討することが必要と考えられます。

### 改善すべき点（提案）

#### ○担当制の導入

現在、児童指導員（保育士）の担当制は敷いておらず、行動診断記録は課長の指名により順番で記述しているとのことですが、担当制を導入したらいかがでしょうか。一時保護所は交代制勤務で、勤務した職員は担当している子どもであろうとなかろうと、入所中の子どもはすべて対応しなければなりません。しかし、担当制を敷くことによって、責任を持った行動観察や支援方針の提起がなされる点、子ども側から職員に対する関わりのきっかけになりやすくなる点などのメリットがあります。さらに、このような実践を通して職員のスキルアップが確実にあります。勿論、現在行われているチームとしてのケアは続ける必要があります。

### ○観察会議の実施

一時保護ガイドラインには、「担当者は、援助指針（援助方針）を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う」こと、また「原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の子どもの行動観察結果、聴取できた子どもの意見、そこから考えられる子どもの行動の背景、それに基づく一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する」とあります。あらかじめ日時を設定して開催している一時保護所、入所して一定の日数が経過したら適宜行っている一時保護所など、全国さまざまです。まずは、月に一度行われている課会議日に社会的養護に措置されることが想定されるケースから導入されてはいかがでしょうか。観察会議は、貴重な OJT の場になり得ます。

### ○積極的に外に出向き、情報や支援方法を届ける取組みを

一時保護所は、とかく児童相談所内部だけで保護された子どものケアやアセスメントに終始しがちですが、一時保護所での生活を共にした職員による生き生きとしたアセスメントや具体的支援に関する情報は、一時保護解除後の子どもの生活を支援する関係機関にとっては極めて貴重です。児童福祉司や児童心理司による情報よりも、はるかに有効であることが少なくありません。実際、要対協の個別ケース検討会議に一時保護所職員が参加しているところでは、そのような意見を持つ関係機関が多数出ています。一時保護所職員が積極的に要対協の会議や施設等とのカンファレンスに参加していくために、一時保護所職員自らその重要性を認識するとともに、児童相談所全体として一時保護所職員を参加させていく姿勢が重要と思われます。

### ○生活支援における性別対応

居室エリアが男女で区切られています。しかし、一時保護所は日中に学習活動などを行い、学童児童にとっては学校の代替的役割も求められます。食堂が貴重なパブリックスペースとなっていますが、ここがパーティションで仕切られており、男女が同一の時間、同一の空間を過ごさないようにしている点は不自然さを感じます。

勿論、一時保護される子どもは適切に男女間の関わりができない場合もあります。しかし、子どもの育ちの保障を考えたとき、また的確なアセスメントにおいても、男女が一緒に行動する場面は必要と思われるので、見直しが必要ではないでしょうか。加えて、このような分離は少ない人手をさらに細分化させることとなります。

### ○当たり前の生活をしていくための日課構成を子ども目線で見直しを

学童は特定の曜日を除いて、午後からは活動が準備されていません。子どもからも、午後やることなく退屈すぎるという声が聞こえてきました。強制は不適切ですが、メニュー方式として活動を準備することはできないでしょうか。

また、一般的には夜間に行われる入浴や日記などを 17 時までには終了させている印象がぬぐえません。当たり前の生活、子ども目線の生活の組み立てという視点で日課構成の見直しをされたいかがでしょうか。そのために、職員増や勤務パターンの変更が必要になるとと思われます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○保護された子どもの生活の組み立てを、子ども中心の視点で捉えなおすことを提案します。まずは、現状の生活の組み立てを子ども中心に変えるにあたっての障害が何なのかを現場から分析することが重要と思います。そして、その実現のためには、人なのか、専門的スキルなのか、予算なのかなど何が必要なのかを具体的に提起していけるとよいと思います。</p> <p>○一時保護所における安全と育ちの保障は対立しがちです。短期間であっても、一時保護期間は大きな育ちとなる可能性が高い場所です。リスク回避と育ちの保障の両立を意識化していくことが重要と思われます。</p> <p>○子どものストレングスを生かしたケアが実践されています。この実践をすべての職員に定着させ、継続させていく取組みが重要です。このことによって、水準の高いケアやアセスメントが実現できます。</p>
児童相談所 (一時保護所)	<p>○観察会議が実現できるよう全所的取組みが必要と思われます。</p> <p>○学習指導を充実させ、一時保護された子どもの生活の質を高め、教育を受ける権利を確実に保障するために、学習指導員の予算増額による勤務時間の延長が求められます。</p> <p>○生活の中の調度品が確保できる予算の確保が必要と思われます。</p> <p>○職員が安心して業務に就けるようにし、積極的に外に出向き、情報や支援方法を届けることができる一時保護所とするために職員の体制の充実が欠かせません。本庁に強く要望し、実現に向けて取り組まれることを期待します。</p> <p>○職員の専門スキル向上のための対策を期待します。専門書購入、先進的実践施設への視察、全国レベルの研修や学会への派遣などの実現に向けての取組みを期待します。</p>
設置自治体	<p>○現在、本庁で主導している一時保護所の質の改善の取組みの継続を期待します。</p> <p>○継続にあたっては、現場職員の声や一時保護された子どもの声を十分に聴くとともに、本庁自ら先進的施設を把握し、十分な情報を現場に流していくことを期待します。</p> <p>○一時保護所の改善のために、現場から出された様々な要望に関しては極力応じられるよう取組みを期待します。</p>
国	<p>○児童福祉現場の人材不足は深刻です。採用したくても、応募がないあるいは募集数に届かないなど現場において職員の欠員が生じている状況もあります。抜本的改革がない限り、現場は業務の過酷化のために職員が不足するという負のスパイラルに陥ります。人材が児童福祉現場に集まるような施策が必要です。</p>

## 第 I 部 子ども本位の養育・支援

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### ○子どもが安心して過ごしている

職員一人一人が子どもに優しく接していて、一時保護所が家庭的な温かい雰囲気になっています。集団生活を強制せず、本人のペースに委ねる等、子ども一人一人の特徴をとらえた生活支援ができています点は素晴らしいと思います。「信頼する大人に囲まれ、安心して生活を送れる場所」というのは、子どもの権利擁護の観点から一時保護所のあるべき姿ですが、貴所の入所児童に一時保護所の生活についてヒアリングを行ったところ、「安心してゆったりと過ごせている。保護所に点数をつけるなら 100 点満点」との回答が得られました。子どもにここまで安心感を与えることができているというのは、何にも代えがたい強みだと思います。

#### ○権利制約の説明を

一時保護された子どもは、それぞれ事情を抱え、追い詰められた精神状態で一時保護所に入所します。そのような中、入所後はそれまで当たり前で認められていた権利（自己決定権、表現の自由、通信の自由、知る権利等）が制約されます。子どもたちは、なぜ一時保護されるのか、その目的はどこにあるのか、しっかり理解してこそ、自分の権利が制約されている状況を受け入れることができます。入所時は勿論、一時保護期間を通じて、常に子どもたちがこれらのことを認識できるように説明する必要があります。

#### ○権利ノート

一時保護所独自の子どもの権利ノートを作成し、その中に子どもの権利・子どもの権利条約について明記し、わかりやすく説明している点は高く評価できます。内容がとても充実しているので、子どもの年齢に応じて対応できるようにひらがな表記のものを別途作成されると良いと思います。権利ノートについては、入所してすぐに一時保護所での生活上の約束事と共に説明しているものの、それ以降は特段の説明はしていないとのことでした。一時保護開始時だけでなく、保護開始後の日常生活においても子どもが自身の権利を意識することはとても大事なことです。子どもたちに向けて、子どもの権利に関する授業を行うことも効果的だと思います。また、子どもに接する職員自身が、子どもが権利の主体であること及び子どもの有する権利の具体的な内容について理解を深めることも必要です。外部講師を招いての研修や、自主勉強会等を定期的を実施すると思います。職員が子どもの権利について学ぶことで、一時保護所内でのルールが子どもたちの権利を制約する上で必要最小限のものとなっているか、セルフチェックすることにもつながります。その上で、今後はすべての職員が子どもに権利を説明できるよう、権利ノートが十分活用できるような取組み（例えば、職員説明用テキストを作成する等）がなされることを期待したいです。

なお、権利ノートの見直しをした場合、同時にルールの見直しもしないと両者の間で矛盾が生じる場合があります。ぜひこの機会に両者の比較をしてみてください。

#### ○意見表明権・意見表明支援

・子どもの意思決定、意見表明を重視した取組みが各種なされている点は素晴らしいと思います（お話の会、意見箱の設置、日記の活用、アドボケイトの導入、子ども会議等）。

日々、職員が子どもたちの様子を窺いながら、気になる子には個別に声掛けをしている他、毎週日曜日に子どもたちの意見を聞く日（お話の会）を設け、その日の担当職員が全員から個別に話を聞き、そこで聞き取った話を日記に書いて相談部門と共有している点は高く評価できます。日記を通じた職員とのやり取りと合わさって、一時保護所職員による子どもたちの意見表明支援が日常的に実施できていると思います。

なお、日記は「自分の気持ちを整理し伝える」という意見表明のツールとして重要な役割を果たしますが、他方で、日記をつけること自体が義務的に扱われやすいという側面があります。自分の書いたことを職員にチェックされるということ自体、望まない子もいるでしょう。日記を書く目的だけでなく、職員とやり取りをする目的についても、子どもが確実に理解できるように、まずは大人が日記のあり方についてしっかり考える必要があると思います。なお、自分用と職員とのやり取り用の日記を分けて使用するという方法も、子どもが自分の気持ちを書きたいツールを選べるという点で意見表明の観点からは効果的ですので、是非参考にさせていただければと思います。

- ・ 10月に設置された意見箱については、説明がとてもわかりやすく記載されており、所長のみがカギを管理し、他の職員が内容を見ることができないようにしている等工夫も見られますが、事務室の前にのみ設置されていることから、子どもが職員を目を気にし、意見を出しにくいことが考えられます。そのため、複数の設置場所を設ける必要があると思います。また、意見箱に紙は備え付けてあるものの、鉛筆は事務室に声をかけて借りる扱いになっているため、意見を出すことについて子どものプライバシーが守られていません。筆記用具の設置を工夫されると良いと思います。

子どもの意見表明等支援事業として、独立アドボケイトによる定期的な(週1回)一時保護所への訪問を開始したことは、子どもの意見表明権を保障する上で積極的な取組みと言えます。リクエストカードにお話を「する」「しない」欄を設けて、全員に交付し、希望しない者も含めて全員がリクエスト箱にカードを入れるという方法は、希望している人が特定されないという点で、手が挙がりやすくなる工夫が凝らされていると言えます。今後は、独立アドボケイトの導入だけでなく、フォーマルアドボケイトの役割を担う一時保護所職員の子どもの意見表明への意識の向上にも努めると良いと思います。アドボカシーにおいて重要なことは、意見表明した子どもの意見を尊重して適切な対応をすること、子どもにしっかりとフィードバックすることです。そのような認識のもと、子どもの意見に対して確実に対応する仕組みづくりをされると良いと思います。

- ・ 子どもの意思決定、意見表明を重視した様々な取組みによって把握できた子どもの意見については、ソーシャルワークに活かすべく福祉司と積極的に共有する必要がありますが、現状ではデータの共有にとどまってしまうように感じられました。顔を向き合わせて話をする事で細かいニュアンスが伝わることも多いため、対面で情報共有をする機会を意図的に作る必要があると思います。
- ・ 子どもに対するアンケートでは、「外出、面会、電話など、あなたがしたいときにできていますか?」という質問に対し、9名中6名(66.6%)が「希望したことがない」と回答しています。この「希望したことがない」には、「希望したいと思わなかった」という他、「希望したいと思ったが実現しなかったからあえて希望しなかった」とか「希望できること自体知らなかった」という場合も含まれると思います。これらの回答の背後に隠されている子どもの真意を把握することにより、子どもの権利が必要以上に制約されていないか再検討してください。

#### ○被措置児童等虐待の防止

被措置児童等虐待の防止や子ども同士の暴力等の防止への対応について、想定されたり準備されていません。職員による虐待や暴力はいつでも発生するとの認識をもって防止策を検討されると良いと思います。

#### ○その他の権利擁護

思想や信教の自由、性的アイデンティティを尊重しなければならないケース支援の経験がないため、特に対応策が検討されていませんが、そのようなケースの入所を想定して職員間で対応策を検討されると良いと思います。

### ○子どもの両性へのかかわり

共有スペースに「男女交際禁止」と記載されている貼り紙がありましたが、子どもたちがその理由を受け入れるためにも、その必要性を合理的に説明できることが必要です。

この点、想定されているリスクやトラブルとしてヒアリングで触れられた内容が、男女交際を禁止する理由として妥当なものかどうか疑問を持ちました。

共有スペースでは、パーティションにより男女のスペースが区切られていますが、せっかくのオープンスペースが閉鎖的になってしまっているだけでなく、入所児の人数が少ない場合は男女合同で余暇時間を過ごす必要がある場合もあり、それができない環境となってしまっています。また、漫画は男女共有としながら、女子スペースにある漫画を男子が読みたい場合には職員に指定して持ってきてもらう必要があります。不便さも生じています。男女の空間をこのような形で区切ってしまうと性的マイノリティーについては、日中活動における居場所の調整がしにくいという深刻な結果ももたらします。パーティションで区切る必要があるかどうかは貴所内で再度検討いただいた方が良いでしょう。

### ○一時保護解除に向けて

一時保護の解除により、子どもはそれまでの守られていた生活から一気に環境が変わります。その後の生活に多大な不安を抱えている子どもも少なくありません。解除後、困ったときの相談先を複数認識できているかどうかで、子どもの安心感は大分違います。相談先（担当の児童相談所、地方自治体の子どもの電話相談、弁護士会の子どもの人権 110 番等）について具体的にアクセス方法を教えると共に、一時保護解除後の相談や支援について子どもに説明するためのツールやハンドブックがあるといいと思います。相談部門と作成について検討を進められてはいかがでしょうか。

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	A
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	A
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	A
No.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	A
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

## 第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

### 総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### ○物理環境や職員の関り

比較的小規模な施設で、全体的に家庭的で職員の対応や物理的環境で随所に温かみのあるところが観察できました。子どもの手作りによる室内装飾なども、ほっとさせるもので大変優れていると思われました。また、職員の関わりにおいては、どうしても子どもの問題点ばかりに目が行きがちですが、ストレングスを生かしたケアをしていこうという姿勢が強く感じられました。

#### ○開放的建築

新築して間もないということですが、平屋建てで食堂（ラウンジを兼ねる）は南側に大きな掃き出し窓で園庭と面しており、内部からも庭が見渡せ、日当たりのよい開放的な空間となっております。南方側敷地隣接は、道路と公的機関であり、周囲から見られる心配はほとんどありません。閉塞感を持ちにくい物理環境が整っていると言えるでしょう。

#### ○事実上の個室化が実現できている

新築に伴い、全室ではないものの個室が複数確保されています。平均的な入所率からは、事実上の確保ということが出来ます。個室の広さも、適切で閉塞感を感じるようなことはありませんでした。また、個室が事実上確保されたことにより、個別プログラムの導入が進んでいます。同一の時間に、子どもによって異なった活動を行っていることが当たり前として捉えられていました。また、集団参加に抵抗感のある子どもは、居室で食事をするなど個別的な実情を配慮し、それに応じた対応が行われています。ただ、居室で学習活動を行うこともあるとのことでしたが、机（座卓）の大きさが不十分であるように思われました。さらに、居室入り口ドアは大きな透明ガラス窓がついておりカーテンもないため、廊下から中が丸見えで他の子どもからも見られてしまいます。せっかく個室を確保しプライバシーが図れる構造としたのに台無しではないでしょうか。カーテンをつけるなどして、子ども自身が外部からの視線を遮断できる手段を講じる必要があると思われま

#### ○専門性向上の研修機会とその充実を

自己評価で専門性の向上のための研修参加を一時保護所職員は希望しています。来年度からは一時保護所設備運営基準が施行され、指導職員の配置も義務付けられる見込みです。職員の質の確保は重要な課題です。あらゆる手段を講じて研修に参加できるよう取組みを期待します。工夫の一例として、管理職や相談部門の専門スタッフを講師とした一時保護所内ミニ研修を定例的に実施する、子どもの虹や明石の研修センターなどで貸し出している研修用 DVD を視聴する、オンライン研修に参加するなどが考えられます。また、一時保護所職員が援助方針会議や担当者所内カンファレンスに参加することも、事例を通じた研修としてとても有効です。研修機会の確保を組織全体の課題と捉え、一時保護所職員が研修に参加できるだけの人員体制がまず求められます。それがどうしてもかなわない場合、一時的に相談部門職員が子どもの支援や把握に入る応援をすることもひとつの方法かと思われま

なお、研修参加の機会の確保と同時に研修内容や研修体系の見直しについても検討する必要があります。新転任職員に対しては、国の「子ども子育て支援推進調査研究事業」での成果物である「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック」などを活用されるとよいと思われま

#### ○看護師・学習指導員

児童指導員・保育士のほか、正規の看護師が置かれており、また、近隣に総合病院もあり健康管理や疾病時の対応は優れています。学習指導員は会計年度職員のため、その勤務時間が午前中のみとなっていますが、一時保護される子どもの多くは学習につまずきを持っていることが多い傾向からも、勤務時間を延ばすなどにより午後も対応できるようにすることを期待します。

#### ○児童福祉司や児童心理司との連携

児童福祉司や児童心理司との連携についての自己評価が B と一時保護所職員は課題と認識しています。課長や当日勤務者との情報交換等はできていますが、福祉司や心理司との濃密な情報交換の場がないことや援助方針検討の場に保護所職員が参加しない仕組みとなっていることが課題の認識に繋がっているのではないかと思います。一方、職員の聞き取りからは、一児相、一一時保護所の体制を生かし、丁寧できめ細かく行われていることも確認できています。今後は、援助方針会議への積極的な参加、行動観察会議の開催と同会議への児童福祉司や児童心理司の参加、保護所職員の担当制導入など、組織の仕組みの中で常時連携が取れるような方法を検討されるとよいでしょう。

#### ○入所児童定員に比しての正規職員の数

定員に比して正規職員の数が十分とは言えない状況です。平均入所数が定員の約半数程度となっているので、現在の正規職員数でなんとか対応できていますが、定員どおりに子どもが入所した場合には、物理的に適切な子ども支援は困難となることが予想されます。職員の余裕のなさは、被措置児童等虐待発生のリスクになります。定員に見合うような正規職員の増員が必要と思われます。

#### ○夜間体制の課題

夜間の職員体制が会計年度職員に依存している点、正規職員の女性保育士が占める割合が高い中で会計年度職員がほとんど女性職員である点などは、入所児童が粗暴的行動に至った場合、安全面で課題があります。このことは、職員自身も不安を抱えており、職場の心理的安全性の確保に課題が残ります。夜間、女性のみで思春期男子児童の支援にあたる状況は、児童と女性職員の双方にとって望ましい状態とは言えません。男女職員で子どもの支援ができる夜間体制の確保は早急に解決すべき課題です。

#### ○一時保護職員が積極的に外に出向き、情報や支援方針を届ける

施設や里親、地域関係機関との連携において、児童福祉司だけでなく一時保護所職員が積極的に関与する場面が必要です。具体的には、入所又は委託先の施設職員や里親に直接、一時保護所職員が生活の様子、子どもの特性、支援のポイントを伝える。家庭に戻るケースであれば、地域関係機関とのカンファレンスに参加して同様の情報を伝えるなどが考えます。一時保護所職員が施設職員等と直接、情報交換等することは子どもの支援において、とても重要なことです。そのような機会が増えると職員が多角的な視点で支援できるようになり、職員の専門性の向上にもつながります。こうしたことの実現のために、児童相談所全体で取り組まれることを希望します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.15	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	A
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	A
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	A
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	A
No.21	情報管理が適切に行われているか	A
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.23	一時保護所職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	B
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.27	警察署との連携が適切に行われているか	A
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	A
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

## 第Ⅲ部 一時保護所の運営

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### ○組織としての理念・基本方針を

組織としての理念・基本方針が明確化、明文化されていない、また、年度単位の事業計画の策定や目標設定がなされていないため、日々の子どもへの支援の位置づけが不明瞭なものとなっています。職員全員が同じ考えのもと、同じ目標に向かって子どもの支援を行うには、理念・基本方針、事業計画・目標設定を組織として明確にしておくことが必要と考えますので、理念・基本方針の策定を検討されてはいかがでしょうか。また、計画策定や目標設定においては必ず職員が関与するようにし、策定や設定のプロセスを通じて職員の意識化を進めることを検討されてはいかがでしょうか。職員自ら計画や目標を定めて実践する、その結果を振り返る、必要な改善をしていくというPDCAサイクルは職員の力量アップに繋がり、結果、組織強化にも繋がると思います。

#### ○気持ちを受け止め手厚く丁寧なかかわり

職員が子ども個々の気持ちを受け止めようとする姿勢を持ち、手厚く、丁寧に関わりができています。不必要な強制もなく、集団生活の中において子どもの状況に応じた個別的ケアが行われています。日課も日中入浴の見直しは必要と思われるが、自由度が高いものとなっており、一時保護所での生活が子どもにとって安心できる生活環境となっています。

#### ○活動の充実を

自由度の高い日課となっていますが、子どもによっては自由すぎて時間を持て余す状況にもなります。また、学校に通学できない子どもの学習支援の充実のために、第Ⅱ部でも述べたように午後の日課に学習時間を追加する(個別授業、体育、図工など)ことや、体を使ったレクリエーションや創作活動などのプログラムを組み込むことを検討されてはいかがでしょうか。現在は元教員の学習担当職員 2 名を午後 1 時まで配置して子ども状況に応じた学習指導がなされていますが、子ども支援において重要な役割を果たしている学習担当職員の勤務時間の延長が可能となれば午後のプログラムの幅を広げることができると思います。併せて、現在は、学校においてタブレット学習を行っています。今後に向けては、IT 時代に即した学習環境の提供、学習備品の用意も検討されてはいかがでしょうか。

#### ○食事・衣類

食事は本年度から業務委託となりましたが、嗜好アンケートや給食委員会が実施され、子どもの要望がメニューに取り入れられるなど適切に提供されています。栄養士がいない分、アレルギー食の管理などは看護師が業務分担し安全確保に努めています。衣類は、原則、私物対応とし、私物がない子どもには新品の下着の提供、子どもの好みを聴いて衣類の貸与がなされています。

#### ○居室の使用法

学童居室は二人部屋が主流となっていますが、定員未満の入所から現実的に個室が用意されている状況となっています。集団行動の時間以外は子どもの意思で自由に居室に行きつろぐことができることが許されており、子どもにとって安全、安心な環境が提供されています。ただ、居室には小さなテーブルしかなく、やや殺風景な様相といえますので、可能な範囲で必要な調度品等を置く、子どもが所持している私物を持ち込むことができるなどを検討されてはいかがでしょうか。また、居室ドアの半分が窓ガラスとなっており、現在は一

部装飾で見られないようになっていますが、窓ガラス全体を覆うカーテンを引くなどして、よりプライバシーに配慮した環境を提供すること必要と思われます。

#### ○娯楽

食堂兼多目的室・娯楽室にビデオ付きテレビや CD ラジカセがあり、約束ごとに従って子どもが自分で操作視聴できる好ましい状況となっておりますが、一般家庭ではネット配信で映画や Youtube 動画等をテレビで見ることができる環境が当たり前となっております。一定の制限が必要かと思いますが、今後はネット配信で映画や Youtube 動画等を見られるようにするなど、ネット環境下での娯楽のあり方について検討されてはいかがでしょうか。

#### ○健康管理

子どもの健康管理は看護師が常時行っており、医療受診が必要な場合には嘱託医師と連携し通院させるなど適切な対応をしています。また、感染症予防も看護師が中心となりマニュアルに基づいた対応ができる体制を確保しています。入所児童の健康診断は、施設入所予定の児童に限定されていますが、一時保護所入所時には個室で健康観察対応をして集団合流させるなど工夫をしています。服薬管理をはじめ医療、健康面の業務は看護師が中心となり確実に実施できる体制となっております。看護師の勤務時間外でも看護師に連絡して指示を仰ぐことができることは医療面での子どもへの適切な対応だけでなく、一時保護所職員の安心感にも繋がっています。常勤看護師の配置は一時保護所全体の医療、健康面の充実に繋がっています。

#### ○就学前児童への保育

幼児への保育は、保育士による個別的な保育が実施されています。保育室と居室が一体となっている点のデメリットの対応として、中庭グラウンドでの遊びだけでなく近隣公園への散歩などのプログラムも取り入れることを検討されてはいかがでしょうか。

#### ○外出の機会を

子どもからのアンケートで外出機会がないとの意見がありました。長期間、保護所にいる子どもにとって外出はストレス解消の最も有効な手段です。職員体制で外出機会を確保することが難しい状況は理解できますが、入所人数が少ない時の外出、相談部門の協力による外出など、常時でなくとも可能な時に積極的に外出させることを検討されてはいかがでしょうか。

#### ○柔軟な対応

家族・親族との面会、子どもの親族の葬儀への参加、学校の卒業式への参加などについて、可能な範囲で実施・参加を認めるなど、子どもの気持ちに配慮した柔軟な対応をしています。幼児、障害児、精神疾患等の子どもの一時保護は基本、施設・里親・医療機関への一時保護委託を検討し、実態としても一時保護委託の割合が高い状況となっていることは子どもの特性等に配慮した個別的ケアがなされていると言えます。

#### ○特別な配慮

性的問題や自傷他害の子どもへは、その都度相談部門と協議しながら対応し、その中でも、性的問題のある子どもに対しては保健師による指導等がなされていることは適切な対応といえます。

#### ○無断外出防止・事後対応

無断外出の際の対応は、保護部門だけでなく相談部門とも連携して対応マニュアルに沿った組織的な対

応ができる体制となっています。一時保護所の建物が無断外出に伴う危険リスク(強引に無断外出しようとして転落等の事故に遭うなど)が少ない建物環境となっています。管理職も含めた職員が無断外出＝悪ではなく、無断外出にはその原因と背景があるとの視点のもと、子どもへ支援を考えている姿勢は高く評価されます。無断外出後の子どもへ対応を一定期間、個室で謹慎生活させるなどの懲罰的な指導とせず、子どもとの面接を中心に原因と背景を把握して子どもの気持ちに寄り沿った必要な支援を行う姿勢を基本としていることは望ましい対応といえます。

#### ○重大事件触法少年対応

重大事件に係る触法少年への対応は、これまで実際事例もないため体制が確保されていません。社会から注目されマスコミ対応も必要となるような重大事件事例については、一時保護所部門だけでなく相談部門との協働のもと組織全体で対応する体制を検討しておく必要があります。また、久留米児童相談所だけでは対応できない事例も発生すると想定して、福岡県児童相談所全体で対応する仕組みも県本庁と検討されてはいかがでしょうか。

#### ○被虐待児童の専門的知見を得る研修を

一時保護所入所児童の半数以上を占める被虐待児童への対応は、個別性に配慮した適切な対応がされていますが、今後に向けて、職員全員が被虐待児童の背景や心理をより専門的な視点から考察する知識、技術を持てるような研修等の取組みを検討されてはいかがでしょうか。被虐待の視点で子どもの支援を考えることによって、子どもへの支援が幅広いものとなり良い支援の実現に繋がると思います。

#### ○避難訓練・防犯対応

災害時発生時の対応として、毎月避難訓練を実施し、訓練も火災や地震だけでなく防犯も視野に入れた内容となっています。また、警察等との連携体制も確保されています。

#### ○子ども支援の対応マニュアル(手引き等)作成を

一時保護所の業務マニュアルは整備されていますが、子ども支援の対応マニュアル(手引き等)が作成されていません。職員個々の力量で現在は適切に支援できていますが、職員の人事異動や入所児童の多様化、増加などの状況に備えて、基本的な子ども支援の対応マニュアル(手引き等)の作成が必要と思われるので、検討されてはいかがでしょうか。一方、マニュアルには支援が画一的なものになってしまうという弊害もあることから、マニュアルの適切な活用の仕方を職員全体で共有することも大切かと思われます。

#### ○組織として子ども支援の質の向上に努める取組みを

前述のとおり、現在適切に支援できているのは職員個々の力量や努力による面が大きく、職員の共通認識のもと組織全体として適切な取組みが十分確立している状況とは言えません。今後は、月一回の課会議や申し送り会議の有効活用、一時保護所職員の研修充実、行動観察会議の実施、カンファレンスへの積極的な参加など、組織として子ども支援の質の向上に努める取組みを検討されてはいかがでしょうか。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	B
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	B
No.35	食事が適切に提供されているか	A
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	A
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	A
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	S
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	B
No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.48	障害児（発達障害、知的障害、身体障害など）を受け入れた場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.50	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.51	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.52	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	A
No.53	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B

#### 第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>○情報共有・支援方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや家族の情報は、援助方針会議に出席している課長を通じて職員に周知されている他、相談部門の担当者が当日勤務の一時保護所職員に直接伝えたり、連絡ノートを活用するなど工夫をしています。また、入所後の家族状況の変化、子どもの援助方針の変更等は課長が一覧表にまとめ、職員に伝える工夫も見られます。所内情報記録システムは相談部門、一時保護所部門双方での閲覧が常時可能であり、職員が日常的に必要な情報を記録システムから得ています。</li> <li>援助方針に沿った個別ケアは適切に実施されており、集団生活でも子どもの個別事情が配慮されています。ただ、子どもは一時保護中にちょっとしたきっかけで前向きなったり、逆に心理的に不安定なったりもします。こうした日々の子どもの変化に応じた個別ケアや援助方針の見直しは、十分でない面があるように感じました。</li> </ul>	
<p>○担当制を</p> <p>No.54 の情報等の共有や No.56 の援助方針に沿った個別ケアの自己評価は B となっており、一時保護所職員は情報等の共有や個別ケアの内容を課題と感じています。その課題解決の一方法として、各職員が各子どもの担当となる担当制の導入を検討されてはいかがでしょうか。担当制によって、一時保護所部門の窓口の課長以外からも子どもの情報が担当職員に直接入り、相談部門の担当職員と一緒に子どもの援助方針を考えることもできます。その結果、子どもの総合的なアセスメントが可能となり、職員の専門性の向上にも繋がると思われます。</p>	
<p>○アセスメント共有・観察会議開催を</p> <p>各職員は適切なケアとアセスメントを行っていますが、職員のアセスメント情報が一時保護所全体のものとなっていない点が残念です。一時保護ガイドラインではアセスメントは複数の目ですること、現在、開催されていない観察会議は毎週定例的に実施することと記載されていますので、観察会議の開催を是非、検討されてはいかがでしょうか。職員全員による会議の開催には様々な工夫や相談部門の協力が必要となりますので、組織全体の課題と捉えて検討されることを望みます。24 時間、常時子どもの様子を観察している一時保護所職員のアセスメント意見は、子どもの援助方針を検討する上で貴重な判断材料です。子どもの援助方針の決定に一時保護所職員が積極的に関与する場面を増やすことも、併せて検討されてはいかがでしょうか。</p>	

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.54	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.55	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.56	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	A
No.57	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	A
No.58	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	B

## 第V部 一時保護の開始及び解除手続き

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
○保護開始時の説明に同席を	保護開始時の説明（一時保護の目的、今後の目途等）の際、福祉司だけでなく、一時保護所職員も同席することが望まれます。
○私物の持ち込みと返却時の対応	私物衣類の持ち込みを基本的に認めている点、一人一人の子どもの個性を尊重している姿勢がうかがえます。下着等については新品を与える等しており、必要な物品の支給・貸与も適切になされています。私物衣類の持ち込みだけでなく、子どもにとって心理的に大切な物の所持を認めるなどの配慮がされています。所持物品の預かりや返却の際には、子どもと一緒に確認しサインをもらう手続きを行っていますが、今後はトラブル防止のため、子どもだけでなく保護者による確認とサインも検討されてはいかがでしょうか。
○保護解除後の生活に向けて、在籍校との連携や引き継ぎを	学習の時間が3時間しかないため、学校の授業の進捗には遅れを取る可能性が極めて高いです。勉強の遅れは登校への不安に直結するため、保護解除後の在籍校とのやり取りはとても重要です。一時保護期間中から、在籍校の教師とのやり取りを積極的に行い、子どもとの面会を促し、学習支援を途切れさせない工夫が必要と思います。教師と面談することによって、学校の様子もわかり、再登校に対する不安軽減にも繋がります。約6割の子どもは家庭復帰します。子どもの生活の連続性を図る観点からも、こうした在籍校との連携や引継ぎはとても重要と思われます。
○一時保護所職員が保護者や関係機関に直接意見を言える場を	24時間、生活場면을観察し支援する立場にある一時保護所職員が把握した子どもの特性やそれに対する対応の工夫、子ども自身の課題やストレス等について、家族や施設職員、里親に引き継ぐことは、解除後の本人の生活を安心・安全なものとするためにとても意味のあることだと思います。一時保護解除時に児童福祉司が保護者や関係機関に情報提供を行っていますが、ケースによっては児童福祉司と共に一時保護所職員が行うことにより保護者や関係機関の理解が深まる場合もあります。一時保護所職員が、保護者や関係機関に直接意見を言える場を意識的に作るようにすると思います（例えば施設不適應のケースで施設に戻す場合、施設でのカンファレンスに一時保護所職員が参加し、一時保護所でどのような対応をしたか共有する）。リモートも積極的に取り入れれば、なかなか外部に足を運べない一時保護所の職員も比較的参加しやすいかと思います。是非試していただければと思います。

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.59	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	A
No.60	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A
No.61	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A